



## §2 主な見直しの主な内容

### 1 最近の動向のうち特記すべき事項の追加

- ① こども基本法の制定とこども家庭庁の創設
- ② 令和4年改正児童福祉法の成立
- ③ 少子高齢化や核家族化が進み、共働き家庭等が増える中で、ヤングケアラーの存在が表面化
- ④ 長野市子どもの貧困対策計画の策定

こども総合支援センター「あのえっと」

### 2 新たな取組等の事業内容の追加・修正

- ① 切れ目のない支援に向けたこどもに関する総合的な相談窓口の設置
- ② 子育て短期支援事業の拡充
- ③ 子育て世帯訪問事業の創設に向けた検討
- ④ 子育て・子育て支援団体が行う居場所づくりへの支援
- ⑤ 一時預かり事業における育児疲れによるレスパイト利用の明確化

#### 3-1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

3号認定の内0歳を除く(1・2歳)については、市全域で令和5年度に25名分が不足するが、以下の対応により提供体制を確保する。

- ① 待機児童解消等のため、定員の弾力化を図る。
- ② 定員に余裕のある2号認定(保育3歳以上児)の定員を減らし、3号認定の定員を増やす等の実態に合わせた利用定員に変更する。

#### 3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

- ① 令和3年度の量の見込みの実績値が計画よりも±10%以上のかい離がある9事業のうち5事業及び事業規模を拡大した1事業の計6事業について、実績を踏まえて量の見込みの見直しを行い、併せて見直し後の量の見込みに対応する確保方策(確保の内容及び実施時期)を設定した。

事業名
利用者支援事業 ②母子保健型(ネウボラ)※
放課後子ども総合プラン
ショートステイ・トワイライトステイ
養育支援訪問事業
ファミリーサポートセンター
妊婦健康診査

※事業規模の拡大に伴い見直しを行う事業

② ±10%以上のかい離のある9事業のうち残りの4事業については、かい離の原因が新型コロナウイルス感染症の影響等によるため中間見直しが必要かどうかの判断ができないことから、見直しを行わない。また、『はじめまして赤ちゃん事業』については、計画値と実績値に大きなかい離がないため、見直しを行わない。

事業名		
延長保育事業		新型コロナウイルス感染症の影響等によるかい離
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場		
一時預かり事業	①幼稚園等に在園する園児 ②上記以外	
病児・病後児保育事業		大きなかい離なし
はじめまして赤ちゃん事業		

#### 4 計画期間中に目標を達成した事業の目標値の再設定

- ① 令和3年度の点検評価で目標値を達成した事業のうち、以下の11事業の11指標について、目標値の上位への見直しを行う。
  - ・私立保育園の自己評価の促進ほか 10事業
- ② 理由を付して再設定を行わない事業
  - ・ライフデザイン講座等の開催ほか 7事業

### §3 今後について

- ① 令和5年度から第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定準備(アンケート調査等)を開始する。
- ② 令和4年6月15日、「**こども基本法**」が可決成立した。同法は、子どもの権利条約の一般原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益の優先」、「子どもの意見の尊重」などの**重要な権利が明記**されるとともに、これら子どもの権利をどう守っていくのかという基本的な理念が定められており、今後の**子どもに関する施策の推進に当たって常に念頭に置くべき基本法**であることに留意する。
- ③ また同法では、「**市町村子ども計画**」を策定することが**努力義務**とされていることから、国の動向等を注視し、第三期長野市子ども・子育て支援事業計画等と一体的に策定することを想定する。